

随意契約理由書

1 案件名称

西北環境事業センター 排水処理設備コンテナ反転装置修繕

2 契約の相手方

(株)丸島アクアシステム

3 随意契約理由

今回、西北環境事業センター排水処理設備コンテナ反転装置の油圧シリンダーより作動油漏れが発生し、このまま放置すると流れ落ちた床上の作動油に足を滑らせ危険であり、油漏れが進行すると粗目除塵機の動作不良となるため修理を行なうものである。本設備は、(株)丸島アクアシステムが独自の技術により設計・製造したものである。

本修繕の実施にあたっては、当該設備機器を正常な状態に復旧する必要があることから、当該設備が有する特性を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。このような条件を満たすためには、当該設備を設計・製造した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既存機器との密接不可分の関係から既存機器等に著しい支障をあたえる可能性があること、また、整備後の当該設備の性能、作動状態、耐寿命に対して保証することができないことから、本業務に対して一貫して責任を持たせることができる業者である(株)丸島アクアシステムと随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局 総務部 施設管理課 (電話番号06-6630-3375)